

道の駅関川におけるキッチンカー等の出店に係る取扱要綱

新潟県岩船郡関川村上関 1285

公益財団法人関川村自然環境管理公社

(趣旨)

第1条 この要綱は、道の駅関川においてキッチンカー等の出店に関し必要な事項を定めるものとする。

(出店箇所)

第2条 出店箇所は、道の駅関川地内とする。

(出店数)

第3条 出店数は次のとおりとする。

- (1) ちぐら館あいさい市周辺 1日最大4台まで
- (2) アスレチック周辺 1日最大2台まで
- (3) その他 要相談

2 出店及び出店場所は、出店希望日の申請順とする。

3 イベント開催時や有事の際は、受付及び受付数を改変する場合がある。

(出店料)

第4条 出店料は1日1,000円とする。尚、出店者が団体又は複合体等にあっても、提供される役務や物品等に応じた提供者の数だけ徴収する。但し、次項に定める料金特例を除く。出店者は、出店時ただちに「ちぐら館」内レジにおいて出店料を支払い、「ちぐら館」が出店者に領収証を発行するものとする。

2 毎月1日～末日にかけて15日以上の出店を希望する者で、出店前に関川村役場より財産使用許可を受けた者は、最大31日間の出店料15,000円とし、出店月の第1回目の出店時に「ちぐら館」に支払い、「ちぐら館」は、出店者に領収証を発行するものとする。尚、1日～末日にかけて出店者の都合で出店日数が15日を下回った際、返金を行わないものとするが、災害、その他、やむを得ない事情により道の駅が営業中止となり、出店日数が15日を下回った場合に限り、下回った日数に1,000円を乗じた金額を返金する。

(出店条件)

第5条 出店条件は次のとおりとする。

- (1) 管轄保健所の営業許可書（有効期限内）を有するもの
- (2) 営業許可証の写しを提出すること（初回又は許可更新後）
- (3) 出店誓約書を提出すること（初回のみ）
- (4) 関川村財産使用許可の写しを提出すること（保有者のみ）
- (5) 出店に当たり、適切な保険に加入し、事故の補償に対しても万全を期すこと
- (6) 下記出店者は、道の駅関川構内では出店を禁止する。ラーメン屋、ミニスーパー、コンビニエンス・ストア、弁当屋等

(出店時間)

第6条 出店時間は午前7時～午後7時までとする。なお、当時間に準備と撤収を含み、連日の出店であってもすべて撤収すること。特段の事情がある場合は、事前の相談を必須とする。

(申込方法)

第7条 「出店誓約書」原本と「営業許可証の写し」を、保有する者のみ「関川村財産使用許可の写し」を、出店前までに「ちぐら館」へ持参又は郵送にて提出し、出店希望日は、出店予定月の前月末日までに「ちぐら館」に電話にて申し込むものとする。尚、急な申し込みであっても、当該日の出店状況によって出店を受け付けることがある。また、出店者の都合によって出店を取りやめる場合は、「ちぐら館」に電話にて申し伝えることとする。

(注意事項)

第8条 注意事項は次に定めるものとする。

- ①全ての設置物及び役務や物品等の提供は、決められた出店区画内に限る。
- ②来店客の整理誘導は、出店者で行うこと。
- ③店舗ごとにゴミ箱を準備し、営業で発生したゴミは持ち帰ること。
- ④出店区画を汚損した際は、出店者が清掃すること。
- ⑤道の駅の備品や設置物を破損した際は、直ちに「ちぐら館」職員に報告することとし、原状回復に掛かる費用は、全額を出店者の負担とする。
- ⑥出店者の提供する役務や物品等に対する責任は、出店者に帰属する。
- ⑦出店する場合は、食中毒予防を徹底すること。
- ⑧キッチンカー又はテント以外で火気の使用は禁止とする。
- ⑨電源は、「ちぐら館・あいさい市」又は「情報センター」に設置されているもので、道の駅各施設の職員が指定する箇所を使用すること。
- ⑩延長ケーブル、その他備品などは、出店者が各自で用意すること。
- ⑪各種権利を侵犯した物・コピー商品・危険物・火気類・身体的に影響がある物・占いや按摩マッサージ等の実態が伴わない物・その他不適切と判断した役務や物品等の提供及び出店はできない。
- ⑫出店時の職員対応は、ちぐら館営業日の8:30から17:30までとする。
- ⑬出店者の車や持参物品による事故、出店に係るお客様トラブル等について、道の駅関川、関川村自然環境管理公社、関川村役場は一切責任を負わない。
- ⑭出店者の規程違反又は公序良俗に反する行為が発覚した際、関川村役場並びに関川村自然環境管理公社は、出店者の出店を直ちに取消し、道の駅関川への出店及び利用を禁ずることがある。

(問い合わせ先)

第9条 各問合せ先については、下記のとおりとする。

公益財団法人関川村自然環境管理公社 電話 0254-64-0252

道の駅関川ちぐら館 電話 0254-62-7833

○附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和7年10月1日
第2条、第3条（3）と同条3、第6条、第8条①、④、⑥の一部を改正。
- 3 令和8年5月1日
第5条（6）を加える

道の駅関川におけるキッチンカー等の出店に係る取扱要綱の一部を改正する要綱

新潟県岩船郡関川村上関 1285
公益財団法人関川村自然環境管理公社

道の駅関川におけるキッチンカー等の出店に係る取扱要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 （6） 下記出店者は、道の駅関川構内では出店を禁止する。 ラーメン屋、ミニスーパー、コンビニエンス・ストア、弁当屋等	第 5 条 (6) なし

○附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。